

## 公益社団法人長野県社会福祉士会委員会設置規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第4条の事業を推進するために、定款第51条第1項の委員会設置に基づき、委員会の設置について定める。

### (委員会)

第2条 本会に次の委員会を置くものとする

- (1) 一般委員会として、福祉活動委員会、虐待対応委員会、広報編集委員会
  - (2) 事業運営委員会として、生涯研修センター、権利擁護センターぱあとなあながの、地域生活定着支援センターの各運営委員会
  - (3) 特別委員会として、リーガルソーシャルワーク委員会、倫理委員会
- 2 事業執行上必要に応じて、臨時の委員会及びプロジェクトチームを理事会の承認を経て置くことができるものとする。

### (委員会の所掌事務)

第3条 各委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 福祉活動委員会  
高齢者、障がい者福祉、児童福祉、地域福祉等分野別支援、職域部会の支援、政策提言等に関すること。
- (2) 虐待対応委員会  
高齢者、障がい者、児童の虐待防止、対応・支援に関すること。
- (3) 広報編集委員会  
広報紙の編集発行、ホームページの運用、一斉メールの取り扱い、パンフレットの作成発行等に関すること。
- (4) 生涯研修センター運営委員会  
基礎研修、実習指導者養成、キャリア訪問指導事業、全国統一模試、福祉専門研修等に関すること。
- (5) 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会  
成年後見の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関すること。
- (6) 地域生活定着支援センター運営委員会  
地域生活定着支援センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関すること。
- (7) リーガルソーシャルワーク委員会  
虐待対応、成年後見制度、触法障がい者支援等広く司法領域に関すること。
- (8) 倫理委員会  
懲戒及び苦情対応等に関すること。

(委員会の定数)

第4条 各委員会の定数は次のとおりとする。

区 分	委 員 会	定 数
一 般 委 員 会	① 福祉活動委員会	15人以上
	② 虐待対応委員会	15人以上
	③ 広報編集委員会	15人以上
事業運営 委 員 会	④ 生涯研修センター運営委員会	15人以上
	⑤ 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会	18人以上
	⑥ 地域生活定着支援センター運営委員会	10人以上
特 別 委 員 会	⑦ リーガルソーシャルワーク委員会	10人以上
	⑧ 倫理委員会	5人以上

(委員の任期)

第5条 各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の選出方法)

第6条 各委員会の委員の選出については次のとおりとする。

(1) 委員会委員の選出は、原則として地区総会で行う。

(2) 外部識者も委員に委嘱する、地域生活定着支援センター運営委員会、リーガルソーシャルワーク委員会、倫理委員会の委員の選出は理事会で行う。

(委員会)

第7条 委員会には、正副委員長を置く。

ただし、事業運営委員会のセンターにはセンター長を置く。

2 正副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を主宰する。委員長事故あるときは副委員長が代理する。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

2 この規則に定める事項のほか、必要な事項は理事会が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年10月19日から施行する。

2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

3 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。